

春日井市地域強靱化計画(概要版)

1 計画の策定趣旨、位置づけ

(1) 計画の策定趣旨

平成 25 年 12 月に「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法（以下「基本法」という。）」が公布・施行され、平成 26 年には基本法に基づき、「国土強靱化基本計画（以下「基本計画」という。）」が策定されました。

また、愛知県においても、国全体の国土強靱化政策や県の強靱化に関する施策との調和を図りながら、国や県内市町村、民間事業者などの関係者相互の連携のもと、平成 28 年 3 月に「愛知県地域強靱化計画」を策定、令和 2 年 3 月に改訂されました。

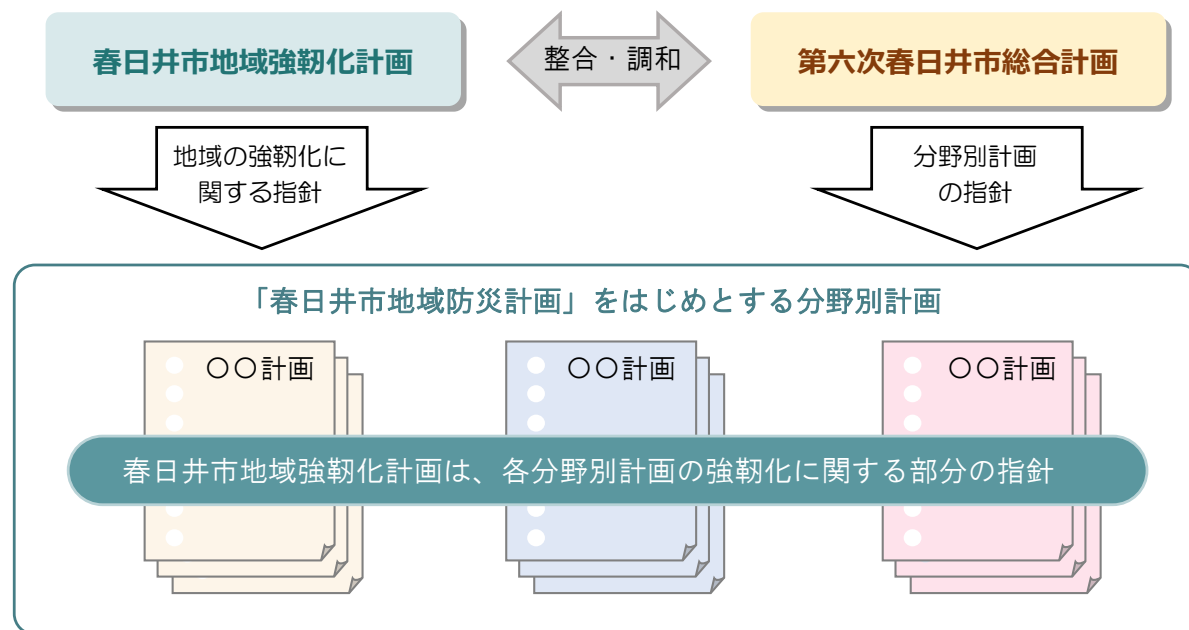
そこで、本市においても、大規模自然災害が発生し被害を受けた場合でも、可能な限り被害を最小化し、迅速に回復することができるよう、「強くしなやかなまち」をつくりあげるために、強靱化に関する指針となる計画として、春日井市地域強靱化計画（以下「本計画」という。）を策定するものです。

(2) 計画の位置づけ

本計画は、基本法第 13 条に基づく国土強靱化地域計画として策定するものであり、基本計画と調和を保ちつつ、愛知県地域強靱化計画との調和及び連携を図ります。

また、本計画は、「第六次春日井市総合計画」との整合・調和を図りながら、強靱化施策を推進する上で各分野別計画の指針として位置づけるものです。

＜総合計画及び分野別計画との関係＞



2 春日井市の地域特性等

本計画は、本市の地域特性や災害リスクについて整理した上で、基本目標や推進方針等について検討しました。

- (1)地域特性：①地形、②人口動向、③産業特性、④まちの現状、⑤社会資本の老朽化
- (2)災害リスク：①水害（豪雨、洪水）により想定される被害、②土砂災害により想定される被害、③地震により想定される被害

3 強靱化の基本的な考え方(基本目標)

基本計画や愛知県地域強靱化計画に掲げられた基本目標を踏まえ、次の 4 つを本計画の基本目標として設定します。

- I 市民の生命を最大限守る
- II 地域及び社会の重要な機能を維持する
- III 市民の財産及び公共施設、産業・経済活動に係る被害をできる限り軽減する
- IV 迅速な復旧復興を可能とする

4 脆弱性評価と強靱化の推進方針

(1) 事前に備えるべき目標と起きてはならない最悪の事態(リスクシナリオ)の設定

基本目標を達成し、強靱化を実現するために必要な事項を明らかにするため、8 つの「事前に備えるべき目標」と 35 の「起きてはならない最悪の事態」(リスクシナリオ)を設定しました。

(2) 施策分野(個別施策分野と横断的分野)の設定

愛知県地域強靱化計画において設定された施策分野を参考に、10 の個別施策分野と、4 の横断的分野を設定しました。

(3) 脆弱性評価結果

脆弱性評価は、愛知県地域強靱化計画に示されている脆弱性評価の実施手順を参考に実施し、評価結果は「リスクシナリオごと」と「施策分野ごと」に整理しました。(※右図参照)

(4) 推進方針の整理

本市の強靱化施策の推進方針(裏面記載)を設定しました。(推進方針は、リスクシナリオごと及び施策分野ごとに設定)

	個別施策分野			横断的分野		「起きてはならない最悪の事態」を回避するという観点から、現在取り組んでいる施策を評価
	1 行政機能 ／警察・消防等	2 住宅・都市 ...	10 環境	1 リスクコミュニケーション	4 産学官民 ・広域連携	
起きてはならない最悪の事態 1-1 住宅・建築物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や不特定多数が集まる施設の倒壊による多数の死者の発生	○...	○...	○...			リスクシナリオごとの脆弱性評価結果
1-2 密集市街地や...						
8-6 風評被害や信用不安、生産力の回復遅れ、大量の失業・倒産等による経済等への大きな影響						施策分野ごとの脆弱性評価結果
「個別施策分野ごと」「横断的分野ごと」に、現在取り組んでいる施策を評価						

5 計画推進の方策

(1) 計画の推進体制

本計画の推進にあたっては、全庁的な体制のもとで取組を進めます。また、必要に応じて個別分野ごとの推進・検討体制等の連携・調整を図り、強靱化の取組を推進します。

(2) 計画の進捗管理

強靱化に資する事業は、別に定める「個別具体的施策の詳細」に明記し、「国土強靱化予算の「重点化」「要件化」「見える化」等による地域の国土強靱化の取組推進」に位置付けられる個別具体的施策に対応したものとします。また、「個別具体的施策の詳細」は、概ね毎年度進捗状況の確認を行い、あわせて指標に基づく目標の達成状況の把握、検証を行い、P D C A サイクルによる取組を推進します。

(3) 計画の見直し等

本計画は、施策の進捗状況や社会情勢の変化等を考慮し、概ね 5 年毎に本計画全体を見直すこととします。また、国や県の強靱化施策等の動向を踏まえるとともに、毎年度の進捗管理において新たに実施すべき事業が出てきた場合は、適宜必要な見直しを行うこととします。

■強靱化施策の推進方針(リスクシナリオごと)

事前に備えるべき目標	起きてはならない最悪の事態 (リスクシナリオ)	推進方針 (一部抜粋)
1 直接死を最大限防ぐ	1-1 住宅・建築物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や不特定多数が集まる施設の倒壊による多数の死傷者の発生	○住宅・建築物等の耐震化等の促進 ○不特定多数の者が利用する建築物等の耐震化の促進 ○交通施設等における脆弱性の解消
	1-2 密集市街地や不特定多数が集まる施設における大規模火災による多数の死傷者の発生	○火災に強いまちづくり等の推進 ○水利確保や火災予防・被害軽減のための取組の推進等 ○災害対応能力の向上
	1-3 突発的又は広域かつ長期的な市街地等の浸水による多数の死傷者の発生	○ハード対策・ソフト対策を組み合わせた浸水対策の推進 ○継続的な防災訓練や防災教育等の推進等 ○河川の改修
	1-4 大規模な土砂災害(深層崩壊)等による多数の死傷者の発生	○土砂災害対策の推進 ○山地災害、森林・農地等の保全機能の低下への対応 ○情報関係施策の推進
2 救助・救急、医療活動等が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する	2-1 被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の停止	○輸送ルートの確保対策の実施 ○水道施設の老朽化対策等の推進 ○備蓄の推進
	2-2 自衛隊、警察、消防等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足	○災害対応の体制・資機材強化 ○消防団員の確保等
	2-3 想定を超える大量の帰宅困難者の発生による都市の混乱	○帰宅困難者対策の推進 ○交通インフラの早期復旧に向けた関係自治体の連携調整
	2-4 医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療機能の麻痺	○医療リソースの供給体制の確立 ○民間事業者との連携による燃料の確保 ○春日井市民病院の耐災害性の強化
	2-5 被災地における疾病・感染症等の大規模発生	○衛生環境の確保等 ○下水道施設の耐震化等・下水道BCPの充実
	2-6 劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による、多数の被災者の健康状態の悪化・死者の発生	○避難所の運営体制等の整備 ○避難所における必要物資の確保等 ○被災者の健康管理
3 必要不可欠な行政機能は確保する	3-1 被災による警察機能の大幅な低下等による治安の悪化、社会の混乱	○災害時防犯体制の強化 ○地域コミュニティ力の強化に向けた行政等の支援
	3-2 市職員・施設の被災による機能の大幅な低下	○業務継続計画の見直し ○防災拠点等の耐震化等の推進 ○防災拠点等の電力確保等
4 必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する	4-1 防災・災害対応に必要な通信インフラの麻痺・機能停止	○情報通信機能の耐災害性の強化・高度化等 ○情報通信システムの電源途絶等に対する対応検討 ○情報通信に係る電力等の長期供給停止対策の推進
	4-2 テレビ・ラジオ放送の中断等により災害情報が必要な者に伝達できない事態	○多様な情報提供手段の確保 ○情報通信インフラの整備 ○水防テレメータシステムの更新
	4-3 災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず、避難行動や救助・支援が遅れる事態	○効果的な教育・啓発の実施 ○情報の効果的な活用等に向けた人員・体制の整備 ○住民の避難力向上
5 経済活動を機能不全に陥らせない	5-1 サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下による国際競争力の低下	○個別企業BCP策定等の促進 ○道路ネットワークの整備、道路の災害対策の推進 ○事業所等における防災対策の促進
	5-2 エネルギー供給の停止による、社会経済活動・サプライチェーンの維持への甚大な影響	○燃料供給バックアップ体制の充実強化 ○燃料供給ルート確保に向けた施設と体制整備 ○企業の防災訓練の実施

事前に備えるべき目標	起きてはならない最悪の事態 (リスクシナリオ)	推進方針 (一部抜粋)
5 経済活動を機能不全に陥らせない	5-3 道路が分断する等の基幹的交通ネットワークの機能停止	○交通施設の防災対策の推進 ○輸送モードの連携・代替性の確保
	5-4 食料等の安定供給の停滞	○食料の確保 ○農林水産業に係る生産基盤等の災害対応力の強化
	5-5 異常湧水等による用水供給途絶に伴う、生産活動への甚大な影響	○水資源の有効な利用等の普及・推進 ○水の安定供給
6 ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる	6-1 電力供給ネットワーク(発電所、送配電設備)や都市ガス供給、石油・LPGガスサプライチェーン等の長期間にわたる機能の停止	○電力・ガス等の供給ネットワーク等の災害対応力強化 ○石油燃料の確保 ○自立・分散型エネルギーの導入の促進等
	6-2 上水道等の長期間にわたる機能停止	○水道施設等の耐震化等の推進 ○上水道等の復旧の体制等の強化
	6-3 汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止	○下水道施設の耐震化等・下水道BCPの充実 ○農業集落排水施設の耐震化等の推進 ○浄化槽の整備
	6-4 地域交通ネットワークが分断する事態	○交通ネットワークの迅速な再開に向けた体制の整備 ○道路における冠水対策 ○基幹インフラ復旧等の大幅な遅れへの対応の検討
7 制御不能な複合災害・二次災害を発生させない	7-1 地震に伴う市街地の大規模火災の発生による多数の死傷者の発生	○救助活動能力の充実・強化 ○火災に強いまちづくり等の推進 ○消防水利の確保
	7-2 沿線・沿道の建築物倒壊に伴う閉塞、地下構造物の倒壊等に伴う陥没による交通麻痺	○沿道の住宅・建築物の耐震化の促進等 ○地下構造物の耐震化等の推進 ○災害情報の収集体制の強化
	7-3 排水機場等の防災施設、ため池等の損壊・機能不全や堆積した土砂の流出による多数の死傷者の発生	○ため池の耐震化等の推進 ○排水機場等の防災対策の推進 ○土砂災害対策の推進
	7-4 有害物質の大規模拡散・流出	○有害物質の流出等の防止対策の推進 ○PCB廃棄物の適正処理による流出リスクの軽減
	7-5 農地・森林等の荒廃による被害の拡大	○農地や農業水利施設等の保全管理と体制整備 ○自然と共生した多様な森林づくりの推進 ○自然環境の保全・再生
8 社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する	8-1 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復興が大幅に遅れる事態	○災害廃棄物の仮置場の確保の推進 ○ごみ焼却施設の災害対応力の強化等 ○災害廃棄物の撤去等に係るボランティアとの連携
	8-2 復興を支える人材等(専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等)の不足、より良い復興に向けたビジョンの欠如等により復興できなくなる事態	○復旧・復興を担う人材等の育成等 ○地方行政機関等の機能低下の回避 ○事前復興、復興方針・体制づくりの推進 ○災害ボランティアの円滑な受入
	8-3 地域コミュニティの崩壊、治安の悪化等により復旧・復興が大幅に遅れる事態	○地域コミュニティ力の強化に向けた行政等の支援 ○市職員・施設等の被災による機能低下の回避
	8-4 広域地盤沈下等による広域・長期にわたる浸水被害の発生により復興が大幅に遅れる事態	○浸水等の被害軽減に資する対策の推進 ○地籍整備の促進
	8-5 被災者の住居確保等の遅延による生活再建の遅れ	○仮設住宅・復興住宅の迅速な建設に向けた体制強化 ○自宅居住による生活再建の促進 ○被災者台帳の作成
	8-6 風評被害や信用不安、生産力の回復遅れ、大量の失業・倒産等による経済等への甚大な影響	○風評被害を防止する的確な情報発信のための体制強化 ○災害廃棄物処理計画の策定等